

ユニット型特別養護老人ホーム「優・悠・邑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2172400059号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◇目次◇◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了）について.....	8
7. 残留物引取人（契約書第22条参照）.....	10
8. 苦情の受付について（契約書第24条参照）.....	10
9. 非常災害時の対応.....	11
10. 事故発生時の対応.....	11
11. 損害賠償について（契約書第12条、第13条、第14条参照）.....	11
12. 身体拘束廃止への取り組み.....	11
13. 虐待の防止について.....	11
14. 感染症対策体制について.....	11
資料. 重要事項説明書付属文書.....	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 杉和会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須782番地の1 |
| (3) 電話番号 | 0584-43-3155 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 若山 宏 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年7月17日 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 岐阜県2172400059号 |
| (2) 施設の目的 | 特別養護老人ホーム「優・悠・邑」が行う指定介護老人福祉施設サービスの適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 「優・悠・邑」 |
| (4) 施設の所在地 | 岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須782番地の1 |
| (5) 電話番号 | 0584-43-3155 |
| (6) 施設長（管理者） | （氏名） 若山 宏 |
| (7) 当施設の運営方針 | 介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供する。 |
| (8) 開設年月日 | 平成16年4月15日 |
| (9) 入居定員 | 40名 |

3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご利用者の心身の状況や入居時の状況等により施設との話し合いの中で決めさせていただきます。

<ユニット型>

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積・備考
個室	40	630 m ²	15.75 m ²
共同生活室（食堂）	4	204.84 m ²	5.12 m ² （各ユニットにあり）
デイルーム	2	62.4 m ²	1.56 m ² （各階にあり）
一般浴室	2	24.0 m ²	各階にあり
特殊浴室	2	34.8 m ²	各階にあり
脱衣室	4	45.0 m ²	各階にあり
静養室	2	17.82 m ²	各階にあり
ナースステーション	2	40.26 m ²	各階にあり

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担頂く費用はありません。

☆居室の変更について

ご契約者・ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者・ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。【指定（予防介護）短期入所生活介護を含みます。】

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算後の人員数	事業者の指定基準
施設長	1	1
介護支援専門員	1	
生活相談員	2	1以上
介護職員	42.1	介護・看護にて3:1以上
看護職員	3.5	3以上
機能訓練指導員	1	1以上
医師	2	1以上
事務	3	1以上
管理栄養士	1	1以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制		
医師（内科）	毎週火・金曜日 13:00～15:00		
医師（精神科医）	毎月2回 13:00～15:00		
介護職員	1 早出	6:30～15:30	8名
	早出	7:00～16:00	
	日勤	8:30～17:30	1名以上 (非常勤含む)
	遅出	10:30～19:30	8名
	夜勤	16:00～翌9:00	5名
看護職員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）は原則として2名体制で勤務します。夜間については、自宅待機を行い、緊急時に備えます。		
事務	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）で勤務します。		
管理栄養士			

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①施設サービス計画（介護サービス計画）の立案

- ・ご契約者・ご利用者の意向を踏まえた上で、施設サービス計画の立案を行います。

②入浴

- ・入浴はご利用者の状態に合わせて週に2回以上行います。
- ・ご利用者の状態により清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽など、ご利用者の状態に合わせた機器を使用し入浴して頂きます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④食事

- ・管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦介護保険法で定められている加算

- ・介護保険法により定められている加算については、事業所として算定要件を満たしているものを加算させていただきます。加算項目については、別紙料金表にて説明させていただきます。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

別表の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費の合計金額をお支払ください。加算項目につきましては、加算要件に当てはまる方についてお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度により異なります。）利用料金の計算には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を用い計算させていただきます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者・ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく介護保険給付に関する利用料金は下記の通りです。（契約書第20条、第23条参照）

(1日当たりの金額)

サービス利用料金 2,494円の1割、2割又は3割

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居住費（日額）ユニット型個室 2,090円

- ・入院、外泊などの場合も、同額支払うものとします。

② 食費（日額） 1,540 円

☆①②については、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している限度額とします。

③特別な食事（アルコール類や飲料などの提供も含まれます。）

- ・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。要した費用の実費をいただきます。

④理髪

- ・ご契約者・ご利用者の希望により月に1回、日本理美容福祉協会の出張によるサービスをご利用いただけます。

カット	丸刈り	顔そり	カラー	パーマ
1,800 円	1,600 円	1,000 円	3,500 円	3,500 円

⑤貴重品の管理

ご契約者・ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- 管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの 上記預金通帳と金融機関に届け出た印鑑、年金証書
- 保管管理者 施設長（事務取り扱い係員）
- 出納方法 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・出納員は上記届出書の内容に従い、預金の預け入れ及び引出を行います。
 - ・出納員は出入金の都度、出入金記録を作成し、3ヶ月毎にその写しをご契約者・ご利用者に交付します。
- 利用料金 1か月あたり 1,000 円
- その他の貴重品 銀行の貸金庫を利用いただけます。（費用は実費）

⑥レクリエーション、クラブ活動など

ご契約者・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動などの余暇活動に参加していただくことができます。材料費代などの実費がかかる場合はご負担頂きます。

クラブ活動：書画、和紙絵画、喫茶、マッサージ、園芸など

⑦複写物の交付

ご契約者・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。1枚につき10円をいただきます。

⑧テレビ等の電気使用量相当分の徴収について

テレビを持ち込まれた場合には、受信料と電気代として1日あたり80円をいただきます。その他のものについては、1コンセント1日50円をいただきます。

⑨敷布団等

施設で洗濯できない物はクリーニング代をいただく場合がございます。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑪介護保険法で定められている加算

介護保険法により定められている加算については、事業所として算定要件を満たしているものを加算させていただきます。加算項目については、別紙料金表にて説明させていただきます。

⑫自動会計サービス取扱手数料

ご利用料金の口座引き落としについて、その取扱いにかかる手数料をご負担いただきます。(月額94円)

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第6条参照)

前記(1)(2)の料金、費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月指定日に(株)共立コンピューターサービスもしくは(株)りそな決済サービスを通じ、自動引き落としとさせていただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者・ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	多賀内科医院
所在地	岐阜県不破郡垂井町表佐 1539
診療科	内科・小児科・循環器科・リハビリテーション科
電話番号	0584-22-0107

医療機関の名称	大垣徳洲会病院
所在地	岐阜県大垣市林町 6 丁目 85-1
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科 他
電話番号	0 5 8 4 - 7 7 - 6 1 1 0

医療機関の名称	不破ノ関病院
所在地	岐阜県不破郡垂井町 94 番地の 1
診療科	精神科・神経科
電話番号	0 5 8 4 - 2 2 - 0 4 1 1

医療機関の名称	新生病院
所在地	岐阜県揖斐郡池田町本郷 1551-1
診療科	内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科
電話番号	0 5 8 5 - 4 5 - 3 1 6 1

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	大垣歯科医師会
所在地	岐阜県大垣市恵比寿町南 7 丁目 1 番地 14
電話番号	0 5 8 4 - 8 1 - 6 5 4 0

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了）について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第 14 条参照）

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損によりご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者・ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者・ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者・ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者・ご契約者が、契約締結時にその心身及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者・ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者・ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護医療院に入院した場合

<ご利用者が病院などに入院された場合の対応について> (契約書第 20 条参照)

当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用して頂く場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者・ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者・ご契約者に対して行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
 - 居宅介護支援事業所の紹介
 - その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
- なお、介護保険給付の対象となるサービスは以下の通りです。

【退所時等相談援助加算】（1 割負担の場合）

(1) 退所前後訪問相談援助加算	466 円
(2) 退所時相談援助加算	405 円
(3) 退所前連携加算	507 円

7. 残留物引取人（契約書第 22 条参照）

入居契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残留物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、残留物引取書にて「残留物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残留物引取人」に連絡のうえ、残留物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残留物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残留物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用の窓口にて受け付けます。

- 苦情受付担当者（受付窓口）

主任生活相談員 吉田 篤

- 苦情解決責任者

施設長 若山 宏

- 受付時間

毎日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口)	所在地：岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号：058-273-1111(代表)
岐阜県運営適正化委員会 (県社会福祉協議会内)	所在地：岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号：058-273-1111(代)
関ヶ原町役場 住民課福祉係	所在地：岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894 番地の 58 電話番号：0584-43-1111 (代)

大垣市役所 大垣市福祉部高齢介護課	所在地：岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地 電話番号：0584-81-4111(代)
垂井町役場 健康福祉課 高齢福祉係	所在地：岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11 電話番号：0584-22-1151 (代)
米原市役所 高齢福祉課	所在地：滋賀県米原市米原 1016 番地 電話番号：0749-53-5100 (代)
長浜市役所 高齢福祉介護課	所在地：滋賀県長浜市八幡東町 632 番地 電話番号：0749-62-4111 (代)

※その他お住まいの市町村役場の担当課にご相談ください。

9. 非常災害時の対応

非常災害時の対応については、迅速な対応ができるように防災マニュアルにより対応します。

10. 事故発生時の対応

当施設では、サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や市町村の報告など、当施設で定めた事故報告マニュアルにより対応します。

また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、11で定める項目により対応します。

11. 損害賠償について（契約書第12条、第13条、第14条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 身体拘束廃止への取り組み

当施設では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他制限は行いません。身体拘束等適正化の指針により、適切に対応します。

13. 虐待の防止について

当施設では、「虐待の防止のための指針」により、適切に対応します。

14. 感染症対策体制について

当施設では、感染症予防に努め、感染症及び食中毒は発生した場合には、それがまん延しないように、感染予防マニュアルにより適切に対応を行います。

ユニット型特別養護老人ホーム「優・悠・邑」のサービスの提供の開始に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：ユニット型特別養護老人ホーム「優・悠・邑」

職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型特別養護老人ホ
ーム「優・悠・邑」のサービス提供開始に同意しました。

契約者：

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者：

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

資料. 重要事項説明書付属文書

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3429.01㎡ (従来型)
2307.85㎡ (ユニット型)
- (3) 併設事業

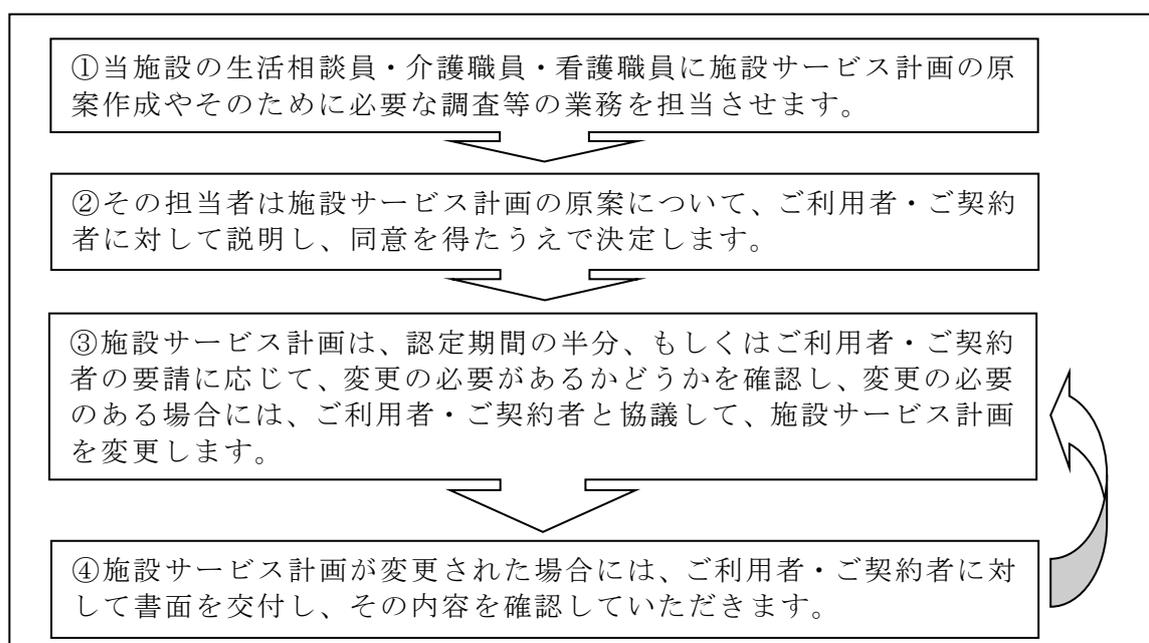
当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 岐阜県 2172400059号 定員20名
- [通所介護] 平成12年4月1日指定 岐阜県 2172400117号 定員35名

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなどし、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者・ご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣服類、タオル、上履きその他必要な生活用品（※分からない場合は入居の段階でご確認ください。（居室の棚に収まる程度）

冷蔵庫は、持ち込めません。

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00「食事の時間をご遠慮ください」

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

（基本的に面会は、面談室及び喫茶室）※緊急の場合はその限りではありません

※なお、来訪される場合、持ち込みの確認を必ず事務所でさせていただきます。なお、金品・菓子類等をご遠慮いただくことがあります。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 10 条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者・ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙・飲酒

- 施設は、全面禁煙です。
- 医者・看護職員の確認を取り、摂取量計画を立てお酒を適時飲んで頂けます。(実費)
*要相談が必ず必要になります。

5. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。